

令和6年度日本大学大学院法務研究科
既修者単位認定試験 民事訴訟法 出題趣旨及び採点基準

[設問1]

管轄についての理解を問うものである。本件訴えは、財産権上の訴えであるから、義務履行地を管轄する裁判所に提起することができること（民訴法5条1号）が書けていれば5点、XのYに対する請負報酬債権は、持参債務である（民法484条1項）から、義務履行地はXの住所地であり、したがって、P地方裁判所に管轄が認められることが書けていれば5点。

[設問2]

口頭弁論の併合についての理解を問うものである。併合は、裁判所の訴訟指揮行為であり、複数の事件（訴訟）の口頭弁論が併合されると、同一の手続で審理及び判決がされることになるので、Xは、訴訟㉞と訴訟㉟の口頭弁論の併合を裁判所に促す申立てをすることが考えられる。このことが書けていれば15点、根拠条文（民訴法152条1項）が書けていれば5点。

[設問3]

いわゆる主観的予備的併合についての理解を問うものである。Yに対する請求が認容されるとZが判決を得られないことになり、Zを不安定な地位に置くことになるから、許されないとするのが一般的な考え方であり、そのことが書けていれば20点。

[設問4]

自白の撤回についての理解を問うものである。何をもって自白とするかについては、説が分かれているものの、どの説に立っても、YがZに代理権を授与した事実を認めるとのYの陳述は、自白に当たり、その後、代理権を授与した事実はないと主張することは、自白の撤回であって、原則として許されない。このことが書かれていれば15点。また、一定の要件が満たされる場合には、自白の撤回が許されると考えられており（相手方が撤回に同意した場合、刑事上罰すべき行為によって自白をするに至った場合、自白が真実に反し、かつ、それが錯誤に基づく場合を挙げるのが一般的）、このことが書かれていれば15点。

[設問5]

不利益変更禁止の原則についての理解を問うものである。心証に従って判決をするのであれば、認容額を240万円とすべきであるが、Xの控訴又は附帯控訴がない限り、控訴棄却の判決にとどめなければならない（304条）。このことが書かれていれば20点。

以上